

令和 7 年 1 月 農業委員会総会

令和 7 年 1 月 7 日（火）

分庁舎 2 階第 2 多目的室

午後 3 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分まで

1. 出席者

<農業委員>

1 番	宮 田 早 苗	6 番	相 京 文 夫
2 番	京 増 孝 一	7 番	木 我 恭 子
3 番	飯 田 隆 男	8 番	石 橋 義 弘
5 番	石 渡 潤 一		

<農地利用最適化推進委員>

竹 尾 謙 一	篠 原 庄 一
斉 藤 孝 壹	大 塚 浩
小 坂 和 男	

2. 欠席者（農業委員）

な し

3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鵜澤副主査（書記）・石橋主事

4. 議 題	第 1 号議案	農用地利用集積計画について（5 件）
	第 2 号議案	農地法第 3 条許可申請について（1 件）
	第 3 号議案	農地法第 4 条の規定による許可後の 計画変更承認申請について（1 件）
	第 4 号議案	農地法第 5 2 条の規定による情報 （賃借料情報）の提供

5. 専決処理報告	農地法第 4 条の届出について（1 件）
	農地法第 5 条の届出について（1 件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和7年1月7日（火）

古川事務局長 新年、あけましておめでとうございます。それでは定刻になりましたので、ただいまから令和7年1月の農業委員会総会を開会いたします。初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

飯田会長 新年、あけましておめでとうございます。今年はさらに良い年になればと思います。本年もよろしくお願いします。

古川事務局長 ありがとうございます。それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

飯田議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、7名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、1番 宮田早苗委員、2番 京増孝一委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案4件、専決処理その他となりますので、よろしくお願いします。

飯田議長 始めに、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1及び2について貸付者・借受者が同一の案件となりますので、事務局より併せて説明願います。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1・2について併せて説明させていただきます。貸付者・借受者とも墨在住者です。設定場所は、墨の農地計6筆で、地目は畑、面積は合計で5,651㎡、利用計画は畑です。権利の種類は使用貸借です。設定期間は1年で、整理番号1は再設定、整理番号2は新規設定です。位置につきましては、2ページ・4ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号1・2の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

飯 田 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については、大塚委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

大塚推進委員 きちんと農業を行っている方で問題ありません。

飯 田 議 長 大塚委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・異見等なし)

飯 田 議 長 それでは、これから採決を行います。採決については、整理番号ごとに行います。農用地利用集積計画の整理番号 1 について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯 田 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 1 につきましては、原案どおり答申することに決定します。

飯 田 議 長 続いて、整理番号 2 について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯 田 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 2 につきましては、原案どおり答申することに決定します。

飯 田 議 長 続いて、第 1 号議案 農用地利用集積計画 整理番号 3 について事務局より

説明願います。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号3について説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。貸付者は墨在住者・借受者は馬橋に住所を有する法人です。設定場所は、墨の農地1筆で、地目は田、面積は2,170㎡、利用計画は田です。賃借料は年36,890円です。設定期間は、1年の再設定です。位置につきましては、6ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号3の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については大塚委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

大塚推進委員 地域を代表する法人で問題ありません。

飯田議長 大塚委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・異見等なし)

飯田議長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。

飯田議長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号4及び5について、借

受者が同一の案件となりますので、事務局より併せて説明願います。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号4・5について併せて説明させていただきます。資料の7ページ・8ページをご覧ください。貸付者は整理番号4は酒々井在住者、整理番号5は中川在住者、借受者は東酒々井に住所を有する法人です。なお、借受者の法人は昨年11月総会でも利用集積計画が承認された法人で、その際と同様に本申請地でも〇〇〇〇氏が実質的にはメインで耕作するとのことで、本申請地ではレモンの栽培を計画しているとのことです。設定場所は、伊篠の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で4,716㎡、利用計画は畑です。賃借料は整理番号4は11,000円、整理番号5は13,000円です。設定期間は、5年の新規設定です。位置につきましては、9ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号4・5の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については小坂委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 営農面積を拡張している法人です。耕作放棄地対策としても好ましいことだと思います。

飯田議長 小坂委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・異見等なし)

飯田議長 それでは、これから採決を行います。採決については、整理番号ごとに行います。農用地利用集積計画の整理番号4について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号4につきましては、原案どおり答申することに決定します。

飯田議長 続いて、整理番号5について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号5につきましては、原案どおり答申することに決定します。

飯田議長 続いて、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の10ページをご覧ください。譲受人は本佐倉在住者、譲渡人は馬橋在住者で、譲受人は譲渡人の〇〇です。申請理由は〇から〇への生前贈与とのことです。申請地は馬橋の農地1筆で、地目は畑、面積は2,571㎡です。作付作目は陸稲・落花生の栽培で、権利の種類等は所有権です。位置については11ページの位置図、12ページの公図をご覧ください。営農計画書については13ページをご覧ください。なお、譲受人は新規就農者ですが、

- ・年間150日以上耕作に従事する予定であること
- ・労働力・農機具等の確保に問題ないこと
- ・農地全てを効率的に利用して耕作を行う計画であること
- ・農地の集団化・農業上の効率的な利用等に支障がないこと

等の要件を満たしております。また、皆様のお手元に配布させていただきます

したが、大塚委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないと
のことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

飯 田 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については大塚
委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願い
します。

大塚推進委員 問題ないと思います。

飯 田 議 長 譲渡人の〇〇〇〇さんが先日私の家に来て、申請を出すからよろしくと言わ
れました。問題ない案件だと思います。

飯 田 議 長 続きまして、申請人が新規就農者のため、本日総会に呼んでおりますので、
入室させてください。

(申請人 入室)

飯 田 議 長 申請人の〇〇さんでよろしいですか。

申 請 人 はい。〇〇〇〇の息子で譲受人の〇〇〇〇です。

飯 田 議 長 今、提出されました農地法３条の許可申請について、審議しているところ
ですが、申請に至った経緯や営農計画等について説明をお願いします。

申 請 人 譲渡人である私の〇も高齢となり、〇も耕作ができない状態です。それでも
いつでも耕作できるように雑草の管理等はきちんとしています。早めに贈与
を受け世代交代することが今後にとって良いと判断し本申請に至りました。

飯 田 議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑
を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・異見等なし)

飯 田 議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

飯 田 議 長 それでは、これから採決に移ります。農地法3条許可申請 整理番号1について許可することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯 田 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1につきましては、許可することに決定します。

飯 田 議 長 続いて、第3号議案 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第3号議案 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について説明させていただきます。資料の14ページをご覧ください。申請者は墨在住者、申請地は墨の農地1筆で、地目は畑、面積は510㎡です。本申請地は専用住宅建築を目的として令和6年6月7日付けで農地法4条許可を受け、工事が既に完了している場所となります。今回の変更は軽微な変更であり転用目的及び工事完了後の内容に変更がないため、原則的には計画変更承認申請が不要な案件ですが、都市計画法に基づく開発許可において変更承認申請が不可避となったため、同時許可を原則とする農地転用においても計画変更承認申請が必要となり、本申請に至ったとのこと。当初計画との変更点は、工事の過程で汚水升の個数が○個から○個に変更になったこと、雨水浸透升の位置が変更になったことです。併せて、工事期間についても、

既に工事は終了していますが、完了日を変更承認を受けた後の日付とするため、完了予定日を令和7年2月10日に変更するとのことです。位置については15ページの位置図、16ページの公図をご覧ください。変更前の土地利用計画図については17ページ、変更後の土地利用計画図については18ページをご覧ください。工事完了後の写真については19ページをご覧ください。事業計画書については当初許可申請の段階で提出された内容から変更は無いとのことで、20ページ・21ページをご覧ください。以上で説明を終わらせて頂きます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・異見等なし)

飯田議長 特にないようですので、これから採決を行います。農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員ですので、第3号議案 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請につきましては許可とすることに決定し、県に進達します。

飯田議長 次に、第4号議案 農地法第52条の規定による情報の提供についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第4号議案 農地法第52条の規定による情報（賃借料情報）の提供について説明させていただきます。こちらは、農地法第52条の規定に基づきまして、農地の実勢賃借料の平均値・最高値・最低値を公表しようとするもので

す。公表する賃借料については、通常１年間に締結された農用地利用集積計画等による賃借料を用いることとされていることから、令和６年中に公告された農用地利用集積計画による賃借料及び農地法第３条による賃借料を基に作成しました。なお、米による賃借料の支払いの場合は、成田市農協の買い取り価格を勘案し、１俵当たり２０，１００円に換算し算定しました。令和６年分酒々井町賃借料情報については、田の部の平均額は２５，４７４円で前年より１２，１０３円高くなりました。最高額は３０，７１０円で２，８９７円高くなり、最低額は９，０４２円で４，８７８円高くなりました。データ数は１２件でした。畑の部については、平均額は５，１５７円で前年より１，６８０円安くなりました。最高額は８，８３４円で１１，３６０円安くなり、最低額は４，０３４円で１，５８７円高くなりました。データ数は５件でした。周知方法としては、町掲示板への告示及びホームページ、農業委員会だよりへの掲載を予定しております。裏面に公表しようとする案を作成しましたので、ご審議いただくようお願いします。以上で説明を終わらせていただきます。

飯 田 議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

飯 田 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。第４号議案 農地法第５２条の規定による情報の提供について、事務局案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

古 川 事 務 局 長 挙手全員です。

飯 田 議 長 挙手全員でございますので、案をとりまして、周知することとします。

飯 田 議 長 次に専決処理報告に移ります。始めに、農地法４条の届出 整理番号１につ

いて事務局より報告願います。

古川事務局長 専決処理報告 農地法第4条の届出 整理番号1について説明させていただきます。資料の24ページをご覧ください。届出者は中央台4丁目在住者です。届出地は酒々井の農地1筆で、登記地目は畑、面積は12㎡です。今回の届出に至った経緯については、今回の届出地は隣接する住宅用地の一部となっているものの、本申請地のみ登記地目が畑のまま変更されていなかったことから、登記地目を変更するため、届出に至ったとのこと。位置につきましては、25ページの位置図と26ページの公図をご覧ください。備考ですが、令和6年12月5日付け、酒農委第4号の4で受理証明を出させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

飯田議長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質 疑)

飯田議長 特にないようでしたら、専決処理報告ですのでよろしくお願いします。

飯田議長 続いて、農地法5条の届出 整理番号1について事務局より報告願います。

古川事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出 整理番号1について説明させていただきます。資料の27ページをご覧ください。譲受人・譲渡人とも酒々井在住者です。届出地は酒々井の農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計で10.89㎡です。今回の届出に至った経緯については、今回の届出地は隣接する住宅用地及び公衆用道路の一部となっているものの、登記地目が畑のまま変更されていなかったことから、登記地目を変更するため、届出に至ったとのこと。位置については、28ページの位置図と29ページの公図をご覧ください。備考ですが、令和6年12月19日付け、酒農委第5号の10で受理証明を出させていただきます。以上で説明を終わらせていただき

ます。

飯 田 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質 疑)

飯 田 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですのでよろしくお願いします。

飯 田 議 長 次にその他について、事務局より何かありましたらお願いします。

(農用地利用集積 契約期間内の更新について)

(その他)

飯 田 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

古 川 事 務 局 長 6日の木曜日はいかがでしょう。

飯 田 議 長 ただ今、6日の木曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、6日の木曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

古 川 事 務 局 長 それでは、これで1月の総会を閉会いたします。